＜重要な会計方針＞

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）」並びに「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）」を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

特殊要因運営費交付金のうち退職一時金	・・・	費用進行基準
特殊要因運営費交付金のうち上記以外	・・・	業務達成基準
文部科学省が指定する特別運営費交付金	・・・	業務達成基準
一般運営費交付金のうち指定した事業	・・・	業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～50年
機械装置	２～14年
工具、器具及び備品	２～20年
車両運搬具	２～７年

なお、受託研究収入によって購入した固定資産は、研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がされない職員への賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券　期末日の市場価格等による時価法を採用している。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としている。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償使用又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や物件の貸借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算している。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

10．財務諸表及び附属明細書の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、千円未満切捨てにより作成している。

＜重要な会計方針の変更＞

当事業年度より、学内の規程に従い決定した事業について、業務達成基準を適用している。これは、法人内の規程を整備することにより、達成度の認識等が適切に行える体制が整ったことから、運営費交付金との対応関係が明白になり、より実態に合った収益の計上基準に変更するものである。

これにより、従来と同一の方法によった場合と比べ、運営費交付金収益が150,757千円減少し、経常利益・当期純利益・当期総利益がそれぞれ150,757千円減少している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

＜表示方法の変更＞

該当なし。

＜注記事項＞

１　貸借対照表

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額	8,518,755千円
運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額	471,246千円

２　キャッシュ・フロー計算書

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳「現金及び預金」	2,782,166千円
⑵　重要な非資金取引	
①　無償譲与による資産の取得	80,237千円
②　ファイナンスリースによる資産の取得	546,847千円

３　国立大学法人等業務実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額には、国からの出向にかかるものを含んでいる。

４　減損に関する事項

【減損を認識した固定資産】

該当なし。

【減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）】

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途等、場所種類、帳簿価額等の概要

区　分	用途等	場　所	種　類	帳簿価格
①市場価格の低下	全学業務用電話加入権	茨城県水戸市文京２－１－１　外	電話加入権	1,666千円
②東日本大震災における被災	水戸地区体育館　外	茨城県水戸市文京２－１－１	建物及び建物附属設備	350,703千円